議 案 第 兀 号

港 区 職 員 \mathcal{O} 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

右 \mathcal{O} 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 九 年 月 十 五. 日

出 者 港 区 長 武 井 雅 昭

提

港 区 職 員 \mathcal{O} 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 条 例

港 区 職 員 \mathcal{O} 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 $\overline{}$ 平 成 兀 年 港 区 条 例 第 兀 号 \mathcal{O} 部 を 次 0) ょ う に 改 正 す

第 <u>-</u> 条 第 三 号 1 (2)を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \otimes る

る

(2)そ \mathcal{O} 養 育 す る 子 $\overline{}$ 育 児 休 業 法 第 条 第 __ 項 に 規 定 す る 子 を 11 う 0 以 下 同 U が

歳 六 筃 月 に 達 す る 日 第 条 \mathcal{O} 三 第 三 号 に お 11 て 歳 六 箇 月 到 達 日 _ と 11 う ま

で に そ \bigcirc 任 期 $\overline{}$ 任 期 が 更 新 さ n る 場 合 12 あ 0 7 は 更 新 後 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} が 満 了 す る

及 び 特 定 職 に 引 き 続 き 採 用 さ れ な 11 と が 明 5 カン で な 1 非 常 勤 職 員

が 第 _ 歳 に 条 達 第 す 三 る 号 日 口 中 $\overline{}$ 以 \neg 下 次 $\sum_{}$ 条 \mathcal{O} 第 号 三 及 号 _ び 同 を 条 \neg に 第 お 1 条 て \mathcal{O} 三 第 三 歳 号 到 _ 達 日 に لح 1 子 う。 \mathcal{O} 歳 到 達 に 日 改 $\widehat{}$ 8 を る 子

_

第二条の三を第二条の四とする。

月 _ 第 を 条 か \mathcal{O} 6 第 ___ 歳 六 号 笛 中 月 _ に 歳 ` カコ 子 月 _ が ___ を 歳 六 カュ 歳 月 12 筃 達 月 _ す る に 改 日 \otimes を 同 子 条 \mathcal{O} 第 \equiv 号 歳 六 中 筃 月 か 到 5 達 日 歳 _ 六 12 カン

 $\overline{}$ 育 児 休 業 法 第 条 第 --- 項 \mathcal{O} 条 例 で 定 \Diamond る 者 改

8

同

条

を

第

条

 \mathcal{O}

三

لح

L

第

条

 \mathcal{O}

次

に

次

 \mathcal{O}

条

を

加

え

る

第 _ + 規 + 百 七 定 六 七 条 + 条 す 条 \mathcal{O} 第 る 第 兀 養 兀 号 $\overline{}$ 項 子 項 育 第 縁 に 第 児 三 規 六 組 休 定 業 뭉 里 条 \mathcal{O} 親 す \bigcirc 法 規 لح る 兀 第 者 定 L 第 に 7 \mathcal{O} __ 条 ょ 当 意 号 第 り 該 に に 反 委 児 規 項 託 童 す 定 \mathcal{O} さ を る す 条 委 た る 例 れ て 託 \Diamond 養 で す 育 1 定 里 る る 同 8 ے 当 項 親 る 該 لح \mathcal{O} で 者 児 が 規 は あ 童 で る 定 لح き に 職 児 す な ょ 員 童 る ŋ 福 11 児 職 祉 員 同 童 法 に 法 \mathcal{O} $\overline{}$ 昭 限 親 第 六 そ 和 る 条 \mathcal{O} + \mathcal{O} 他 12 兀 \mathcal{O} 同 第 同 年 法 法 法 号 第 第 律 に 第

第三条第一号を次のように改める。

 \mathcal{O} 承 育 認 児 が 休 業 効 力 を を L 失 7 0 1 た る 職 後 員 当 が 該 産 前 産 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 休 休 業 業 を 始 又 は 8 出 産 又 に は 係 出 る 産 子 L が た ک 次 と に に 掲 げ ょ る り 場 当 合 に 該 該 育 当 児 す 休 る 業

イ 死亡した場合

 $\sum_{}$

لح

لح

な

9

た

と

口 養 子 縁 組 等 に ょ ŋ 職 員 لح 別 居 す る $\sum_{}$ لح لح な 0 た 場 合

第 三 条 第 七 号 を 同 条 第 八 号 لح L 同 条 第 六 号 中 第 _ 条 \mathcal{O} 第 三 뭉 _ を 第 条 0 三 第 号

に 改 \otimes 同 号 を 同 条 第 七 号 と L 同 条 中 第 五. 号 を 第 六 号 と L 第 뭉 か 5 第 几 号 ま で を 号 ず

0 繰 ŋ 下 げ 第 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を 加 え る

承 認 育 が 児 取 休 業 ŋ 消 を さ L 7 れ た 11 後 る 職 同 員 条 が に 第 規 五 定 条 す 12 規 る 定 承 す 認 に る 係 事 る 由 子 に が 該 次 当 に L た 掲 ک げ لح る に 場 ょ 合 ŋ に 当 該 当 該 す 育 る 児 ے 休 と 業 \mathcal{O}

イ 前号イ又は口に掲げる場合

な

0

た

۲

لح

口 又 る 家 民 は 養 事 法 子 審 縁 判 明 組 事 治 件 が 成 が + 立 終 九 了 L 年 な L 法 た 律 11 場 第 ま ま 合 八 児 + $\overline{}$ 童 特 九 福 別 号 祉 養 子 法 第 第 縁 八 組 百 + \mathcal{O} + 七 七 成 立 条 条 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 審 項 判 第 第 が 三 確 項 号 定 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} L た 規 定 定 場 に ょ に 合 ょ を る る 除 請 措 < 求 置 に が 係

解除された場合

 \emptyset 後 れ 又 L た は 第 当 後 第 八 同 又 条 該 は + 条 中 養 当 第 産 --- 子 第 前 該 条 第 뭉 六 \mathcal{O} 縁 産 뭉 休 組 前 中 号 を 業 等 \mathcal{O} 第 に 又 に 休 七 は ょ 業 掲 若 号 出 ŋ 若 げ L لح 職 < 産 L る L < に 員 事 は 係 لح は 由 第 る 別 出 に を _ 子 居 該 産 号 が す に 当 か 第 る 係 又 L _ \equiv 5 た る は 子 第 条 を 第 と 五. 若 に 号 に L ま 号 ょ 当 < _ で 1 は ŋ 当 該 当 を 育 同 該 又 児 뭉 は 該 育 号 口 短 \mathcal{O} 育 児 ず に 時 規 児 短 掲 間 定 短 時 0 繰 げ 勤 に 時 間 ŋ る 間 務 ょ 勤 下 場 る \mathcal{O} 勤 務 げ 合 務 承 承 \mathcal{O} に 認 認 \mathcal{O} 承 該 が 認 第 に 承 当 効 係 認 が 号 す 力 る が 効 子 \mathcal{O} る を 取 力 _ 次 が ŋ 失 を に に 9 死 消 失 次 改 た 亡 さ 11

 \mathcal{O}

号

を

加

え

る

該 育 育 児 児 短 短 時 時 間 間 勤 勤 務 務 \mathcal{O} を 承 L 認 7 が 1 取 る ŋ 職 消 員 が さ れ 第 た + 後 _ 条 第 同 号 に 뭉 規 に 掲 定 す げ る る 承 事 認 由 に に 係 該 当 る 子 L た が $\sum_{}$ 第 三 لح 条 12 第 ょ ŋ 뭉 当

1

又

は

口

に

掲

げ

る

場

合

に

該

当

す

る

 $\sum_{}$

と

と

な

0

た

لح

児 条 規 例 時 第 第 間 定 十 _ + 12 五 ょ 条 \mathcal{O} 八 下 条 第 る 育 に \mathcal{O} 児 項 _ 又 時 第 中 は 間 \neg 当 項 又 又 該 \mathcal{O} は は _ 勤 介 規 護 定 務 を 時 に 時 間 若 間 ょ \mathcal{O} る 条 L 介 例 < 承 認 護 第 は _ を 時 + 受 間 六 に け 条 \mathcal{O} て 承 \mathcal{O} 勤 認 規 務 を 第 定 受 に L な け 項 ょ 若 11 7 Ŋ 勤 育 時 L 間 務 < 児 L は 時 な 幼 を 間 加 11 稚 を _ え 袁 承 に 教 認 る 育 改 さ \Diamond 職 n 員 て 勤 11 当 務 る _ 該 時 育 間 を

付則

1 ے \mathcal{O} 条 例 は 公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 施 行 す る

2 港 \mathcal{O} $\sum_{}$ 項 几 区 12 第 職 \mathcal{O} 規 員 条 定 例 項 \mathcal{O} _ す 育 \mathcal{O} る と 児 施 里 休 行 親 業 \mathcal{O} \neg で 第 等 日 あ 六 に か 関 0 条 ら 7 \mathcal{O} す 平 養 兀 る 成 子 条 第 例 + 縁 号 第 九 組 年 に 12 三 ょ 規 条 0 定 \mathcal{O} 月 7 す 三 る 中 + 養 親 養 子 لح 第 日 な 縁 六 ま る 組 条 で 里 \mathcal{O} \mathcal{O} لح 親 間 兀 _ を 第 は 希 と 望 号 あ _ る L \mathcal{O} 7 لح 条 \mathcal{O} あ 11 は 例 る る に 者 第 ょ \mathcal{O} _ 六 は る と 条 改 す \mathcal{O} 第 正 兀 六 る 後 第 条 \mathcal{O}

説明)

働 る 地 者 地 方 方 \mathcal{O} 公 福 公 務 祉 務 員 員 に \mathcal{O} 関 \mathcal{O} 育 す 育 児 る 児 休 休 法 業 律 業 等 \mathcal{O} 等 に に 関 関 部 す を す る る 改 法 正 法 律 す 律 及 る 平 法 \mathcal{U} 育 成 律 三 児 年 平 休 法 成 業 律 第 + 介 百 八 護 + 年 休 号 法 業 律 等 \mathcal{O} 第 育 児 九 十 又 部 改 は 五 正 号 家 を 族 踏 等 介 ま \mathcal{O} 護 え を 施 行 行 Ž 条 に 例 ょ 労

で 定 め ることとさ れた 育 児 休 業 \mathcal{O} 対 象 いと たな しる 子 に つい て 定 め る ほ か、 非 常 勤 職 員 0) 育 児休 .. 業

0)

取 得 要 件 を 緩 和 す る た め、 本 案 を 提 出 ま す。